

お客さま各位

信用組合広島商銀

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を  
ふまえた預金規定等の改定について

当組合は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」および2020年4月の改正民法施行をふまえ、2020年3月より預金規定の改定をおこないます。

当組合では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に取り組んでおり、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および「外国為替及び外国貿易法」により、お客さまの確認（取引時確認）をさせていただいておりますが、上記ガイドラインにもとづき、お客さまとのお取引引きの内容、状況等に応じて追加で確認などをおこなう場合がございます。

また、当組合が求める確認へのご回答や資料の提出がいただけない場合には、お取引引きの全部または一部を制限することや、お取引引きをお断りさせていただくことがあります。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引引きいただいておりますお客さまにも適用されます。何卒ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 改定日 2020年3月1日

2. 対象となるおもな預金規定

当座勘定規定、流動性預金共通規定、定期性預金共通規定、総合口座取引規定  
期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定、  
自動継続自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金規定（大口定期預金）、  
自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）、変動金利定期預金規定、  
自動継続変動金利定期預金規定、定期積金規定

3. おもな改定内容

(1) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」をふまえた改定  
(例：流動性預金共通規定)

流動性預金共通規定について、以下の条項を新設・追加します。また、他の預金規定についても、以下の内容と同様の規定の新設・追加をおこないます。

## 流動性預金共通規定（抜粋）【取引の制限等】の新設

### 10.（取引の制限等）

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができます。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

## 流動性預金共通規定（抜粋）「解約等」の追加

### 11.（解約等）

- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
  - ②この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合
  - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ④当組合が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第4項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
  - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ⑥前条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
  - ⑦上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認の要請に応じない場合

(2) 改正民法施行をふまえた改定

①流動性預金共通規定の新旧対比表

流動性預金共通規定について、以下の下線部を追加・改定します。また、他の預金規定についても、以下の内容と同様の規定の追加・改定をおこないます。

改正後（新）	改正前（旧）
6.（成年後見人等の届出） （1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 <u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u>	6.（成年後見人等の届出） （1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 <u>（今回追加）</u>
17.（規定の変更等） <u>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	16.（規定の変更等） この規定を改定する場合は、当組合ウェブサイトへの掲載その他当組合の定める方法で公表することにより、変更できるものとし、変更日以降は変更後の規定により取扱うものとします。  <u>（今回追加）</u>

②定期性預金共通規定の新旧対比表

定期性預金共通規定について、以下の下線部を追加・改定します。また、他の預金規定についても、以下の内容と同様の規定の追加・改定をおこないます。

改正後（新）	改正前（旧）
5.（預金の解約、書替継続） <u>（1）この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u> <u>（2）この預金を全部解約または書替継続もしくは預入日から1年経過後に一部解約するときは、証書の受領欄（通帳式の場合は当組合所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに当店に提出してください。</u>	4.（預金の解約、書替継続） <u>（今回追加）</u>  （1）この預金を全部解約または書替継続もしくは預入日から1年経過後に一部解約するときは、証書の受領欄（通帳式の場合は当組合所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに当店に提出してください。

③自由金利型定期預金（M型）規定の新旧対比表

自由金利型定期預金（M型）規定について、以下の下線部を追加・改定します。また、他の定期預金規定についても、以下の内容と同様の規定の追加・改定をおこないます。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>I 単利型用規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>この預金を定期性預金共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合、および定期性預金共通規定第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点以下第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>以下略</p>	<p>I 単利型用規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期性預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点以下第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>以下略</p>

③定期積金規定の新旧対比表

定期積金規定について、以下の下線部を追加・改定します。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>4. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>①略</p> <p>②<u>この積金を定期性預金共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合、および定期性預金共通規定第5条第3項の規定により解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</u></p> <p>③~④略</p>	<p>4. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>①略</p> <p>②当組合がやむを得ないものと認めて満期日前に解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③~④略</p>